

新型コロナウイルス感染症にかかる状況下における教育活動に関するガイドライン(令和5年度)

令和5年3月 教務委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる状況のもとで、本学における令和5年度の教育活動を維持していくため、下記にしたがって必要な取組を実施していくものとする。

1. 教育活動を通して指導する学生の行動等に関する内容の把握

(1) 学外における行動等【体調管理・体調不良時の行動・留意事項の確認等】

- ① 体調不良(熱、異常など)がある場合の行動(インフルエンザも同じ)【学校に来ない・人と接しない・医療機関に相談】
○ただちに学校へ連絡(教務・入試広報課へのメール又は電話)し、授業があれば欠席する(「出席停止」として扱う)。
- ② 同居家族等に、感染者又は濃厚接触者やこれらを疑われる人がでた場合の行動【学校に来ない・出歩かない】
○判明した時点で、学校へ連絡し、授業があれば欠席する(「出席停止」として扱う)。
- ③ マスクの準備と着用が効果的な場面での通学時や外出時における着用、手洗い・手指消毒の励行
- ④ 休業中における外出・旅行・遊興等にあたっての留意事項の確認と徹底

(2) 教育活動(授業・課外活動・校内での活動)における行動等【3密(密閉・密集・密接)回避の徹底、留意事項】

- ① 学内における教室等への入室時を含めた手指消毒の励行
- ② 教室等における原則30分ごとの換気と授業後などの教室等消毒の実施協力
- ③ 授業等での適切な間隔をあけた着席と昼食時や昼休みを含め集まって近くで話をしないことなどの励行
- ④ 学内で体調不良になった場合の行動の確認【早期の教員・保健室担当職員・その他職員への申告、検温等の対応】
- ⑤ 学内等での課外活動、授業外の活動における留意事項の確認
- ⑥ 本学学生ポータル及びGoogle Workspaceの活用方法の確実な修得と履修科目等に関する定期的な情報確認の実施
- ⑦ 本学ホームページに掲載される関連情報(授業の実施や行動等の留意事項等)の定期的な確認の実施
- ⑧ 感染者・濃厚接触者が学生・教職員に発生した場合の本学の対応【基本的対応、授業や評価に関する対応 等】
- ⑨ 事実に基づかない情報の流布及び感染者・濃厚接触者・マスク未着用などの場合におけるハラスメントの防止

2. 教育活動における教員の指導と対応

(1) 教員が学生に行う指導

- ① 上記1(1)及び(2)の内容の周知徹底【特に、手指消毒・教室等消毒・教室の窓閉鎖や施錠等の協力依頼】
- ② 適切な教室環境の維持(授業中の原則30分ごとの換気等)と着席場所の指示、学修活動の適切な方法による実施
- ③ 体調不良者が出た場合の適切な対応や指示【事務局との連携(保健室等での検温など)、「出席停止」の取扱説明 等】

(2) 教員の学生に対する対応

- ① 体調不良等を連絡して授業に出席にできない(＝「出席停止」とする)学生の把握と適切な措置【事務局との連携】
- ② 当初に策定したシラバスの見直し(授業・評価方法、回ごとの授業内容 等)と状況に応じた効果的な教育活動の実施
- ③ 感染者や濃厚接触者等が発生した場合における適切な措置【学修の保証、成績取扱、人権を守る指導や対応 等】

3. 状況の変化に対応して教育活動を実施していくための教員の指導や準備

(1) 授業における学生への指導

- ① 状況によって学期途中でも授業形式が対面(面接)からオンライン等になる可能性があることを周知徹底
- ② 授業形式変更時に取り組む内容や教材等に関する事前指示、ポータル及びGoogle Workspace 活用法確認、必要に応じ教材等の事前配付
- ③ 学修予定及び授業形式変更時を含む学修成果を検証するための評価方法・時期についての事前説明の徹底

(2) 授業実施計画の変更

- ① 演習や実技科目等の補講日や土曜日等の活用による授業の前倒し実施可能【卒業年度の学生が受講する授業等】
- ② 15回の授業回数を確保する中で、評価方法・時期の見直しを実施【小テスト・レポート・作品提出等の回数の増加 等】
- ③ 上記②で、15回の授業の中に学修成果検証の総合試験を入れる計画も可能【「定期試験期間」外での試験実施も可】

以上